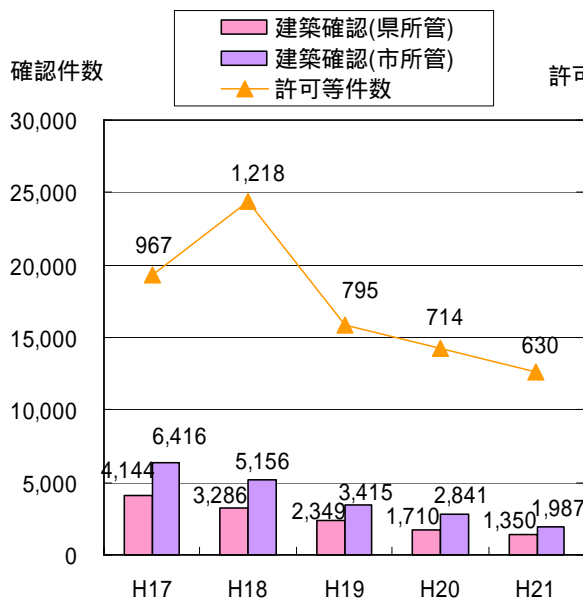


# 第 10 建 築

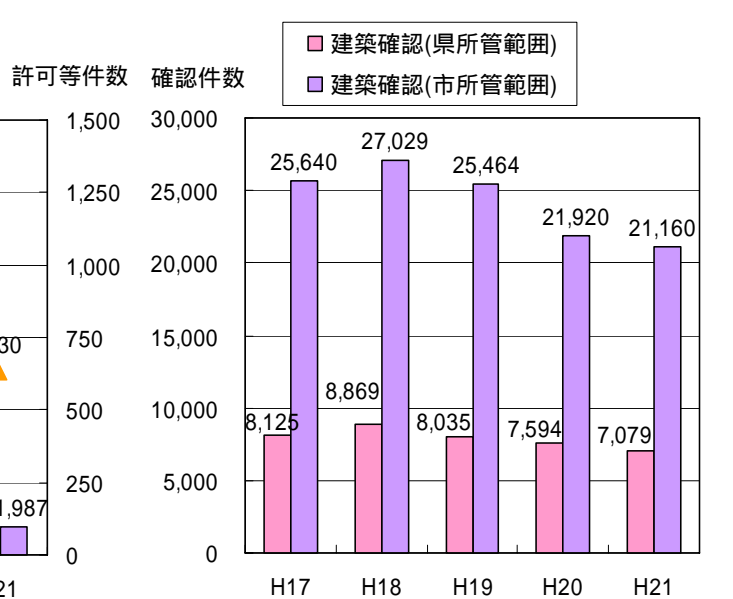
## 建築物の確認・許認可等への取り組み

### (1) 建築物の確認許可状況

建築基準法に基づき、建築工事の着手前に建築主から提出される建築計画について、行政庁や確認検査機関において、建築物の敷地、構造、設備及び用途規制等に関する建築基準関係規定への適合性を審査し、かつ建築物の工事中や完成後に検査を行うことにより、建築物の安全性の確保や市街地環境の整備に努めています。また、法令の規制により原則的には建築できない建築物に関して、その公益性などを考慮して特例的に建築を認める許可等を行政庁において行っています。



建築物確認及び許可件数の推移 (行政分)  
(許可等は行政のみが行う)  
[年度計]



建築物確認件数の推移 (指定確認検査機関分)  
[年度計]

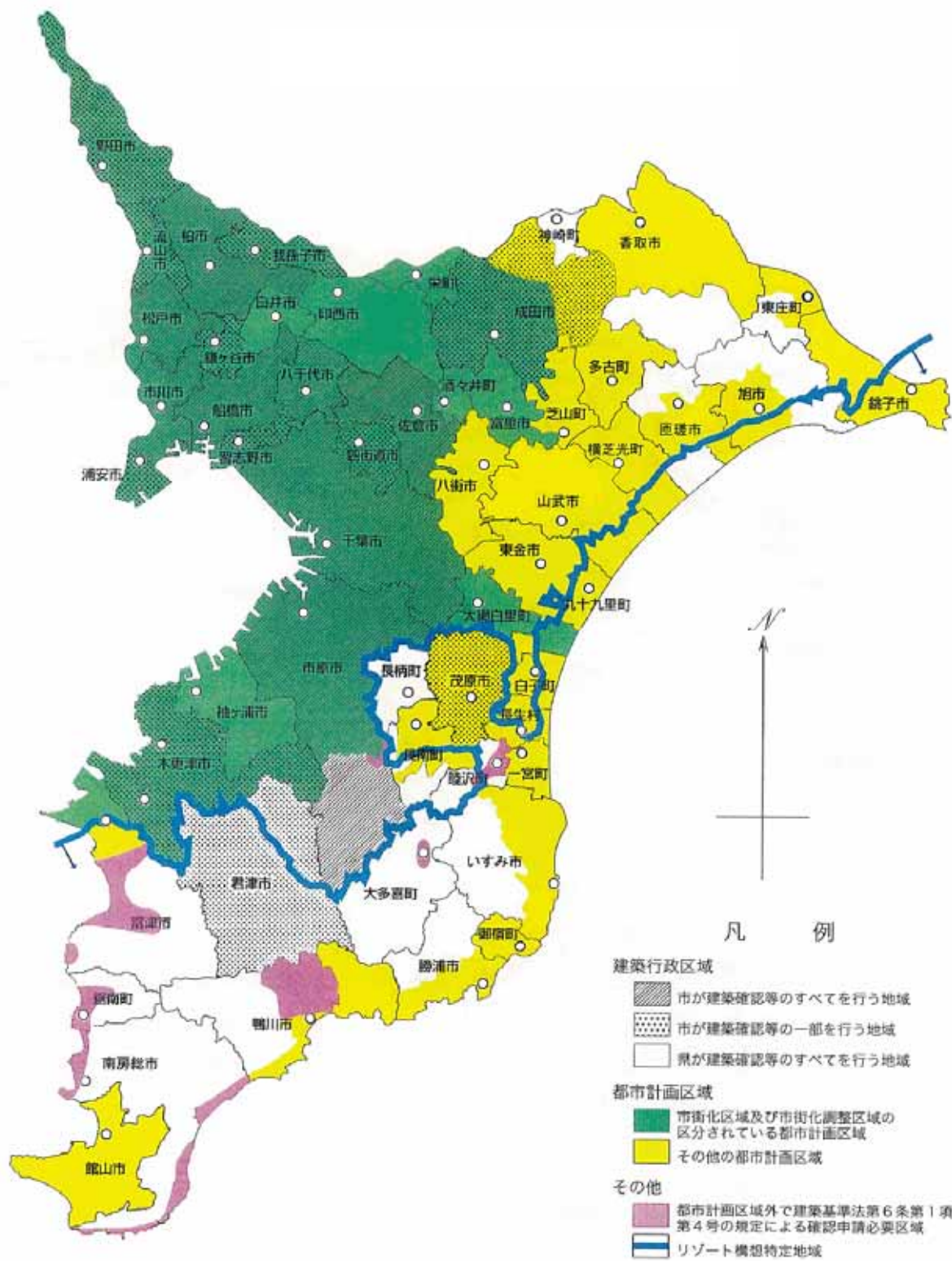
建築基準法に基づく確認、許可の事務は、本庁においては建築指導課が、出先機関においては、関係地域整備センター（千葉、葛南、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房）、関係整備事務所（柏、成田、君津）が行っています。なお、特定行政庁は、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市及び八千代市の8市で、小規模建築物等の事務を行う特定行政庁（限定特定行政庁）は我孫子市、習志野市、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、君津市、成田市、茂原市及び四街道市の11市です。

### (2) 建築物の着工状況（建築着工統計調査）

建築着工統計の調査を行っております。近年の新設住宅の着工状況は以下の通りです。

新設住宅の着工戸数の推移 [暦年計]

年	H17	H18	H19	H20	H21
戸数（戸）	64,587	71,536	58,147	62,745	42,526



千葉県行政関連区域図（H22.4.1）

## 建築物安全安心実施計画の推進

建築規制をより実効性のあるものとするために平成11年8月に学識経験者や各関係団体からなる「千葉県建築物安全安心推進協議会」を設置し、「千葉県建築物安全安心実施計画」を策定し、安全で快適な住み良いまちづくりを実現するために適正な工事監理業務の徹底と中間検査及び完了検査の的確な実施等の各種施策を推進しています。

## 違反建築物の未然防止への取り組み

住み良いまちづくりを目指し、秩序ある都市環境・住環境を形成するため、市町村及び建築関係団体の協力を得て建築パトロールを実施するとともに、建築監視モニター制度を活用して違反建築物の未然防止や早期発見に努めています。

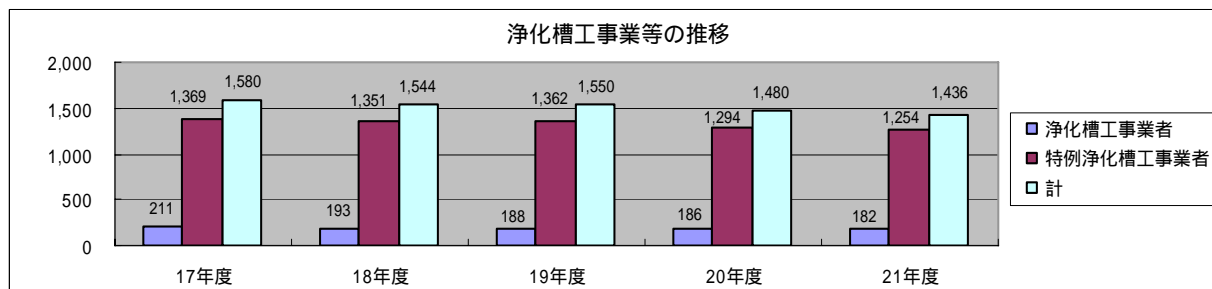
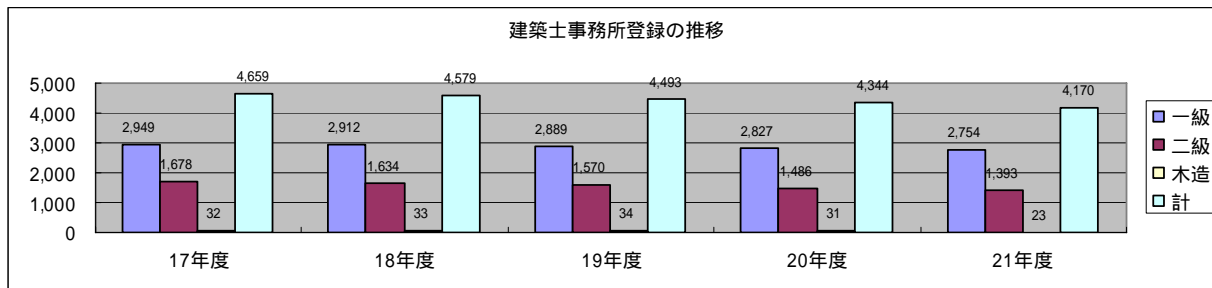
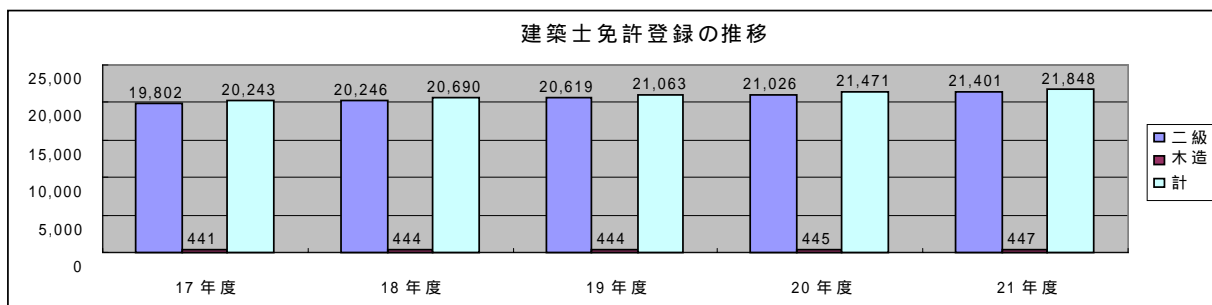


建築パトロールの様子

## 建築士、建築士事務所及び浄化槽工事業者の登録等

建築士法に基づく二級建築士・木造建築士の登録及び建築士事務所の登録並びに浄化槽法に基づく浄化槽工事業者の登録を行っています。

また、建築士の資質向上を図るための講習会の開催及び建築士事務所等の適正な業務の指導を行っています。



## 建築防災への取り組み

建築物の火災や地震などの災害に対応するため、建築物の適正な維持保全や耐震化等について次のような対策に取り組んでいます。

### (1) 建築物の適正な維持保全

建築基準法第 12 条に基づく建築物・設備の定期報告制度の充実及び防災立入調査により、百貨店、ホテル、病院、学校など不特定多数の人が利用する施設の防災対策の推進に努めています。

### (2) 既存建築物の耐震化等

#### ア 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震では、古い基準で建てられた建築物が倒壊し、多くの人命が犠牲となりました。

そのため、現行の耐震基準に適合していない昭和 56 年以前に建てられた建築物について耐震診断・耐震改修の促進を図っています。

また、耐震に係る講習会を開催し、技術者の養成を行っています。

#### イ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

被災建築物について地震発生後の二次災害を防止し、住民の安全を確保するための判定を行う応急危険度判定士の養成を行うとともに、県、市町村、民間が協力し、応急危険度判定の実施体制の整備を進めています。



県有施設の耐震改修



新潟県中越沖地震で倒壊した建築物



判定ステッカーを貼る判定士

### (3) その他の対策

外壁タイルや看板などの落下物や通学路などにおけるコンクリートブロック塀等について安全確保に努めています。

また、がけ崩れ等の災害による住宅の被害を防止するため、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施しています。



コンクリートブロック塀倒壊例

## 高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備への取り組み

高齢者、障害者等が安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる社会を目指すことを目的とした、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「千葉県福祉のまちづくり条例」が施行されています。県では、これらの法律や条例に基づき、具体的な整備基準を示して建築物の整備を進めています。

また、誰もが安全・安心に、快適にそして公平に利用できるよう配慮した建築物の整備を推進するため、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を17年3月に策定し、普及・啓発に努めています。



県庁内の多機能トイレ  
(オストメイト\*にも対応)



エレベーター、エスカレーター、階段が隣接して設置され、移動手段が選択できるよう整備された例



高さの異なるカウンターを設け多様な方に配慮した受付



避難誘導の表示(左のピクトグラム)と非常時に点滅するフラッシュランプ(右下)と、非常放送用のスピーカー(右上)により、複数の方法で緊急情報を提供している例

### オストメイト

人口肛門や人口膀胱を保有する人のことをいいます。外科手術により肛門や膀胱を摘出し、代わりに「ストーマ」と呼ばれる排泄口を腹部に作り、そのストーマに補助具(蓄便袋、蓄尿袋)を装着し、たまったところでトイレに流すなどの方法で処理をしています。排便、排尿処理が大変なために、外出を控えている状況があります。

## 景観・環境への取り組み

景観上優れた建築物、ユニバーサルデザインに配慮した建築物及び環境に配慮した建築物を「千葉県建築文化賞」として表彰することにより建築文化の向上を図っています。

さらに、現在人類が直面している最大の課題のひとつに地球環境問題があり、建築物の整備・利用に係わる省エネルギー、省資源等を一層推進していくため、「環境にやさしい建築物」の整備のためのマニュアルを作成し、建築主、設計者に対し、建築物の計画の段階から環境関連技術や計画内容の評価方法などの情報提供を行っています。



香取市佐原歴史的景観形成地区

地域住民が中心となって町並み保存に取り組んできた地区であり、既存建築物の保存修復とそれらを合わせた新築を組み合わせ、連続した町並み景観が形成されている。

第15回建築文化賞受賞作品  
景観に配慮した建築物の部

## 良好なまちづくりのための誘導

良好なまちづくりを行うため、建築協定、地区計画の活用を推進しています。

建築協定は住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進することを目的とし、地域住民の合意により、自主的な基準を定めることを認めた制度です。まちづくり手法として地区計画制度とともに良好な環境のまちづくりに成果を挙げています。



建築協定により建築物の敷地、用途、形態について制限を加えて、住宅地としての良好な環境を維持・増進した例